

朝霞市立図書館協議会委員の募集要項

1 趣旨

この要項は、図書館において、市民の参画と協働による図書館運営に関する事項に取り組むことを目的として、図書館協議会の委員に熱意と豊富な経験を有する人材を広く市民から求めるため、以下の必要な事項を定めるものとする。

2 委員の職務内容等

図書館協議会委員

①職務内容

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条に基づき、以下の職務を行う。

- ・朝霞市立図書館の運営に関し図書館長の諮問に応じること。
- ・図書館の行う事業について、館長に対し意見を述べること。
- ・職務を行うために必要な調査研究を行うこと。

②会議等

会議を年間2回程度 その他研修等

3 任期

令和8年1月16日から令和10年1月15日まで

4 公募委員の数

1名

5 応募資格

公募委員に応募できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 朝霞市在住（住民基本台帳に登録されている者）で、令和7年4月1日において満18歳以上の者。
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに知識・経験を有する者。
- (3) 原則として、平日の昼間に開催する会議に出席可能な者。
- (4) 国又は地方公共団体の議員並びに朝霞市の職員（会計年度任用職員を含む）でない者。

ただし、任命権者が協議会の性質により委員を選任することが合理的かつ効果的であると判断した場合は、この限りでない。

6 委員の報酬等

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給する。

7 応募方法

(1) 提出するもの

「朝霞市教育委員会審議会等公募委員申込書」に必要事項を記載したもの

(2) 提出方法

直接持参、郵送、Eメールのいずれか（なお、Eメール提出の際は、標題を

「図書館協議会応募」とすること)。なお、応募書類については返却しない。

8 応募期間

令和7年11月1日（土）から令和7年11月25日（火）まで
郵送の場合は、11月25日必着とする。

9 決定方法

公募する人数を超えた場合については、令和7年11月27日（木）午後2時から
図書館本館にて公開抽選とする。

10 問い合わせ及び提出先

朝霞市立図書館（本館） 〒351-0016 朝霞市青葉台1-7-26
TEL：048-466-8686
Eメール：tosyo@city.asaka.lg.jp